

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

				区	分	俸給月額額
				検事総長	次長	一、四六六、〇〇〇円
				東京高等検察庁検事長	次長	一、一九九、〇〇〇円
				その他の他の検事長	検事長	一、三〇二、〇〇〇円
			一		一、一九九、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円
		二			一、〇三五、〇〇〇円	
	三				九六五、〇〇〇円	
四					八一八、〇〇〇円	

検

事

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号
二五五、一〇〇円	二七七、三〇〇円	二八七、五〇〇円	三〇四、七〇〇円	三一九、八〇〇円	三四一、六〇〇円	三六四、九〇〇円	三八七、八〇〇円	四二一、五〇〇円	五一六、〇〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円

副

検

事

十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	二十号	十九号	十八号
二八七、五〇〇円	三〇四、七〇〇円	三一九、八〇〇円	三四一、六〇〇円	三六四、九〇〇円	三八七、八〇〇円	四二一、五〇〇円	四三八、九〇〇円	五一六、〇〇〇円	五七四、〇〇〇円	二二三、四〇〇円	二三九、四〇〇円	二四六、二〇〇円

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号
二二四、三〇〇円	一二二、一〇〇円	一三三、四〇〇円	二三九、四〇〇円	二四六、二〇〇円	二五五、一〇〇円	二七七、三〇〇円

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に

基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。